

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 5 月10日
【計算期間】	第 2 特定期間（自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日）
【ファンド名】	ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)円コース (以下「ファンド」といいます。)
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

信託金の限度額は1兆円です。

ファンドの商品分類は、追加型投信 / 内外 / 株式です。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本 北米 欧州		
	年4回	アジア		
	年6回(隔月)	オセアニア		
	年12回(毎月)	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド ・オブ・ ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中近東(中東)		なし
資産複合	その他	エマージング		

< ファンドが該当する商品分類の定義 >

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	内外
投資対象資産 (収益の源泉)	株式

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))
決算頻度	年12回(毎月)
投資対象地域	グローバル (日本を含む)
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ

目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	あり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
-------	---------------	---

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

a 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します

- 日常生活に不可欠な公益サービスを提供する世界の公益企業が発行する株式を主な投資対象とします。公益企業には電力・ガス・水道・電話・通信・運輸・廃棄物処理・石油供給などの企業が含まれます。
- これらの公益株の中から、配当利回りの高い銘柄に注目して投資を行います。



電力 ガス 水道

電話・通信 運輸 廃棄物処理 石油供給

	好景気するとき	不景気するとき
一般的なモノやサービス	自動車や住宅の購入、旅行などレジャーの増加	自動車や住宅購入、旅行などレジャーを控える
公益サービス	電力・ガス・水道、電話などの使用	電力・ガス・水道、電話などの使用

日常生活に不可欠なサービスだから景気の良し悪しにかかわらず業績が相対的に安定しています

上記はあくまでもイメージ図であり、実際の状況とは異なる場合があります。

● 配当とは...

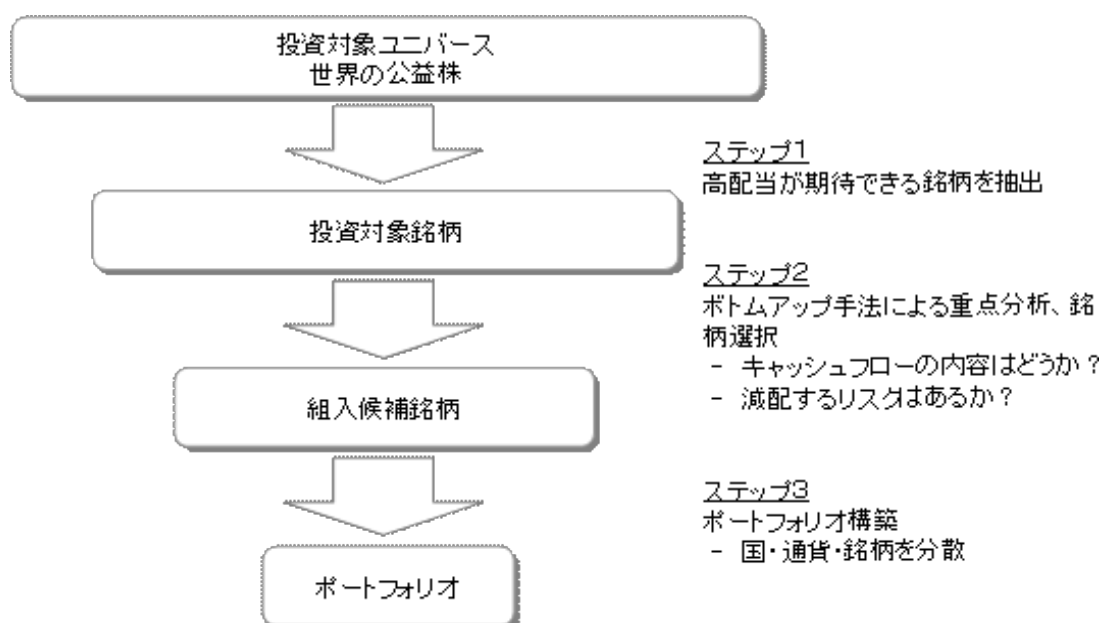
通常、株式を発行した企業は利益を上げると株主にその一部を分配します。その分配された利益を「配当」といいます。

● 配当利回りとは...

株価に対する年間配当金の割合を示す指標です。1株当たりの年間配当金額を現在の株価で割って求めます。

$$\text{配当利回り}(\%) = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

<主要投資先ファンド「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」の投資プロセス>



運用プロセスは、平成24年5月10日現在であり、市場環境等により今後変更される場合があります。

b 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します

- 世界の地域・国・銘柄に分散して投資し、リスクの低減を図ります。

< 実質的に投資対象とする主な地域・国 >



実際の投資に当たっては、上記の地域・国すべてに投資するわけではなく、またこれら以外の地域・国に投資することもあります。

c 為替変動の影響を抑えます

- 主要投資先ファンド「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」においては、外貨建資産について原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図るものとします。

d 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。



上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

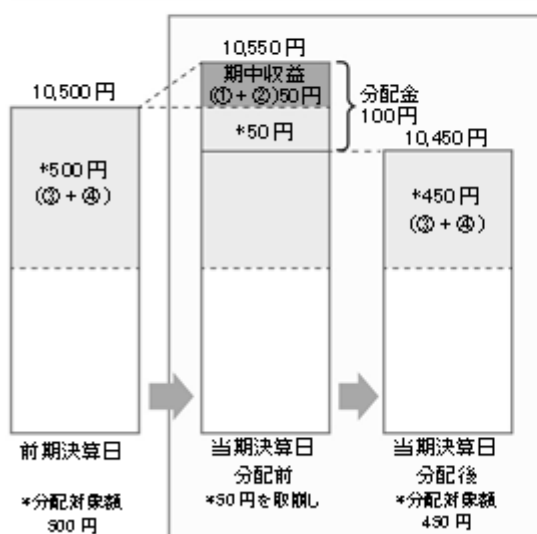
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



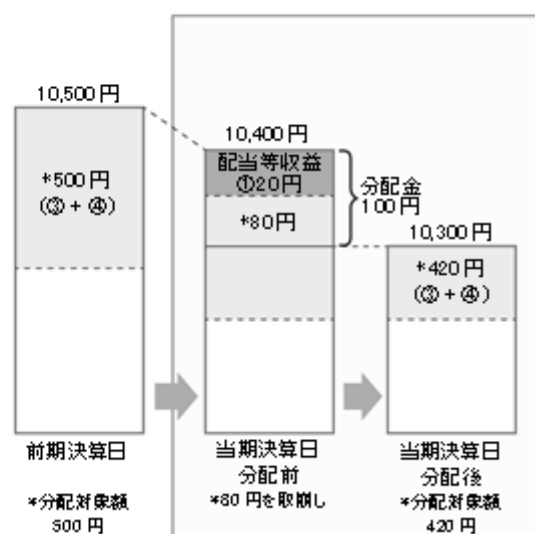
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



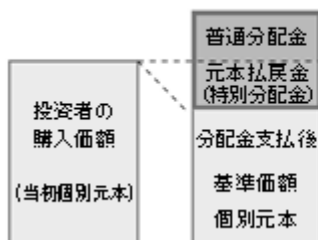
前期決算日から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、経費控除後の配当等収益および経費控除後の評価益を含む売買益ならびに分配準備積立金および収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

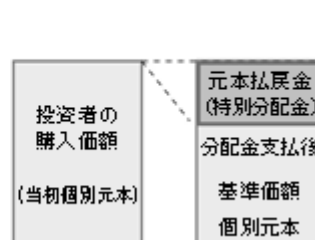
○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

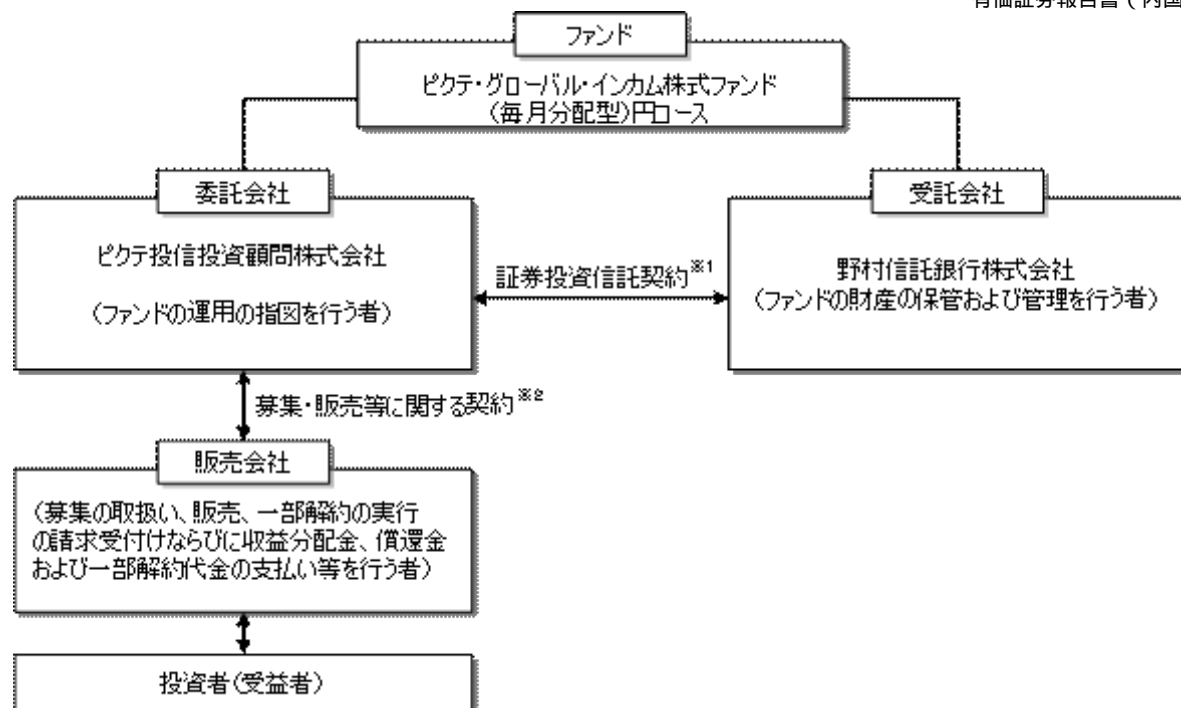
資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成23年3月25日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

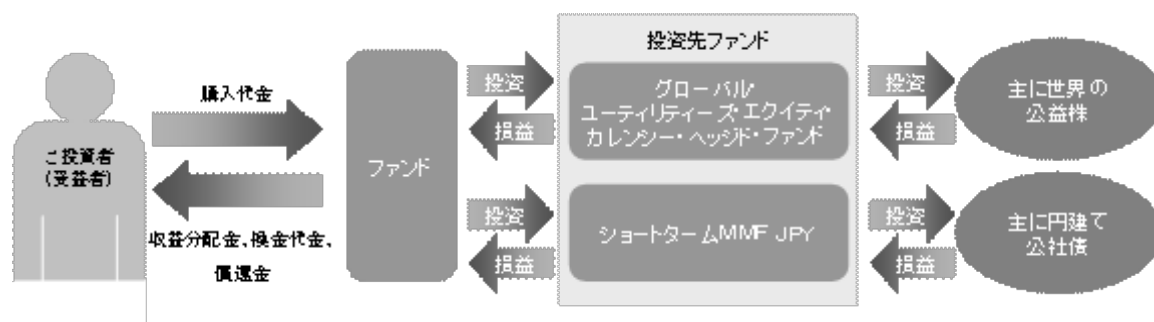
(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」および「ショートタームMMF JPY」の各投資信託に投資を行います。株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。各ファンドの概要につきましては、後記をご覧ください。



委託会社の概況(平成24年3月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #02-00 ロビンソンロード 80	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、安定的かつより優れた分配金原資の獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

投資態度

- a 投資信託証券への投資を通じて、主に高配当利回りの世界の公益株に投資します。当該投資信託は、外貨建資産について原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図るものとします。
- b 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- c 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- d 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、主に高配当利回りの世界の公益株に投資し、組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行う投資信託証券および主に公社債等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) 金銭債権((a)および(c)に掲げるものに該当するものを除きます。)
 - (c) 約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の投資信託証券および有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a ルクセンブルグ籍外国証券投資信託

ピクテ・グローバル・セクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(H P J P Y) - J P Y 分配型受益証券
(Pictet Global Selection Fund - Global Utilities Equity Currency Hedged Fund (HP JPY) - JPY Distribution Units)

b ルクセンブルグ籍外国証券投資法人

ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット J P Y (注) クラス I 投資証券
(Pictet - Short-Term Money Market JPY I shares)

(注)平成23年12月31日付で「ピクテ - J P Y リクイディティ」から名称が変更されております。

c 短期社債等

d コマーシャル・ペーパー

e 外国または外国の者の発行する証券または証書で、c および d の証券または証書の性質を有するもの

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、の a から d までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- a 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

投資先ファンドの概要

a ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資信託 / 円建て
主な投資方針	・ 主に高配当利回りの世界(新興国を含めます。)の公益株 に投資し、安定的な収益分配を行うこと、また長期的な元本の成長を目指すことを目的として運用を行います。 ・ 電力、ガス、水道、電話、通信、運輸、廃棄物処理、石油供給などの企業 ・ 上場株式への分散投資を基本とします。 ・ 原則として為替ヘッジを行い、為替変動の影響を抑えます。
関係法人	管理会社：ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社、所在地事務代行会社： ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.6% (内訳およびその他の費用につきましては後記「4手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年12月31日

本書において上記ファンドを「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」という場合があります。

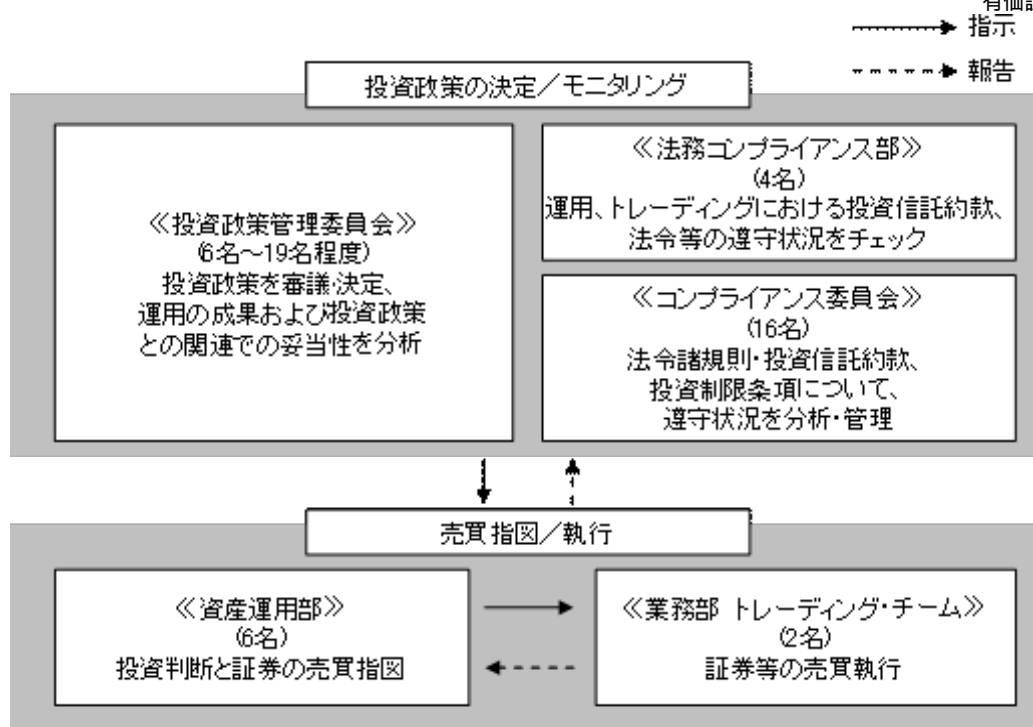
b ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット」P Y（注）

形態 / 表示通貨	ルクセンブルグ籍外国証券投資法人 / 円建て
主な投資方針	・ 円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・ 主に短期金融商品および公的または民間の発行体が発行する債券に投資します。 ・ 投資する証券の発行体の信用格付は、P 1 / A 1 (短期信用格付)およびA 3 / A - (長期信用格付)以上を基本とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・ファンズ(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限) (その他の費用につきましては後記「4手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年9月30日

本書において上記ファンドを「ショートタームMMF」P Y」という場合があります。

(注)平成23年12月31日付で「ピクテ-J P Yリクイディティ」から名称が変更されております。

(3)【運用体制】



- ・投資政策管理委員会(6名～19名程度)において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(4名)において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス委員会(16名)において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成24年3月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

投資信託証券への投資割合（投資信託約款）

制限を設けません。

投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資（投資信託約款）

行いません。

外貨建資産への実質投資割合（投資信託約款）

制限を設けません。

資金の借入れ（投資信託約款）

- a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内とします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご注意ください。

ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

- a 株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）
 - ・ ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
 - ・ 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。
- b 流動性リスク
 - ・ 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- c 有価証券先物取引等に伴うリスク
 - ・ 投資先ファンドにおいて有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
- d 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
 - ・ 解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび投資先ファンドにおいて保有有価証券等を大量に売却（先物取引等については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。
- e 為替に関する留意点
 - ・ 主要投資先ファンドにおいては、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。現地通貨による直接ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進国通貨等を用いた代替ヘッジを行う場合があります。また、一部の通貨（特に為替規制を行っている通貨）については、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されている場合があります。これらの場合、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。為替ヘッジ手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合には、部分的に為替変動の影響を直接受けることが想定されます。円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスクの管理体制

委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。

< 法務コンプライアンス部 >

日次で運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。

< コンプライアンス委員会 >

月次で法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況を分析し、管理します。

< 投資政策管理委員会 >

月次で運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。

リスクの管理体制は、平成24年3月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.675%(税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘以て得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

(2) 【換金(解約)手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.155%(税抜1.1%)の率を乘以て得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3675%(税抜0.35%)	年率0.735%(税抜0.7%)	年率0.0525%(税抜0.05%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

< 投資先ファンドに係る報酬 >

グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

管理報酬：純資産総額の年率0.35%

サービス報酬：純資産総額の年率0.1%

保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.15%

ショートタームMMF JPY

管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%（上限）

上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.755%（税抜1.7%）程度となります。ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.05%）相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等（これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）は、そのつど信託財産から支払われます。なお、投資先ファンドに係る申込み・買戻し手数料はありません。ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

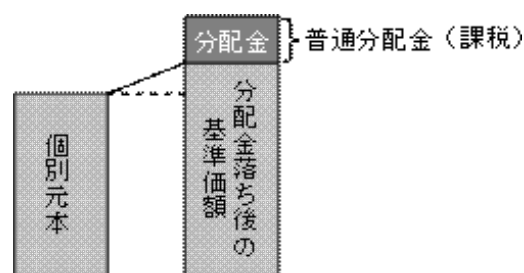
ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

< 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

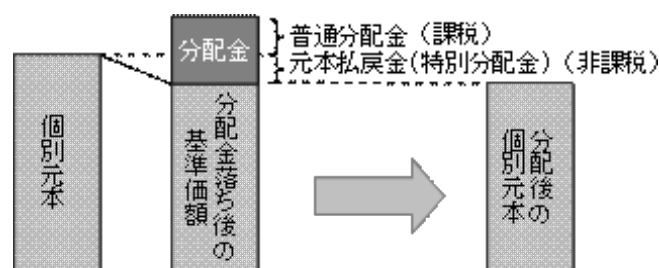
< イメージ図 >



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（元本払戻金（特別分配金）については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください）。

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象（譲渡所得とみなされます。）となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます）。

解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）に係る税率は、以下のとおりとなります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります）。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 同年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません）。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 同年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

上記は、平成24年3月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成24年２月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	535,710,577	96.42
投資証券	ルクセンブルグ	5,379,108	0.97
現金・預金・その他資産(負債控除後)		14,504,070	2.61
合計(純資産総額)		555,593,755	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 投資有価証券明細

（平成24年２月末日現在）

銘柄名	国名	種類	数量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(H P J P Y) - J P Y分配型	ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	59,882.6937	8,840.80 529,410,918	8,946.00 535,710,577	96.42
ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット J P Y クラスI	ルクセン ブルグ	投資証券	53	101,484.66 5,378,687	101,492.61 5,379,108	0.97
投資比率：合計						97.39

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別投資比率

（平成24年２月末日現在）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.42
投資証券	0.97
合計	97.39

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年２月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第１特定期間末(平成23年８月10日)	487	497	8,715	8,915
第２特定期間末(平成24年２月10日)	437	450	9,156	9,456
平成23年３月末日	300	—	10,128	—
４月末日	393	—	10,253	—
５月末日	489	—	10,158	—
６月末日	528	—	9,945	—

7 月末日	542	—	9,792	—
8 月末日	522	—	9,207	—
9 月末日	450	—	9,344	—
10月末日	372	—	9,551	—
11月末日	268	—	9,078	—
12月末日	322	—	9,280	—
平成24年 1 月末日	381	—	9,072	—
2 月末日	555	—	9,273	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付純資産総額は、特定期間末の純資産総額に、特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間		1 万口当たりの分配金
第 1 特定期間	自 平成23年 3 月25日 至 平成23年 8 月10日	200円
第 2 特定期間	自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日	300円

【収益率の推移】

期間		収益率 (%)
第 1 特定期間	自 平成23年 3 月25日 至 平成23年 8 月10日	10.9
第 2 特定期間	自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日	8.5

(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(分配付) - 設定時の基準価額) ÷ 設定時の基準価額 × 100

(4)【設定及び解約の実績】

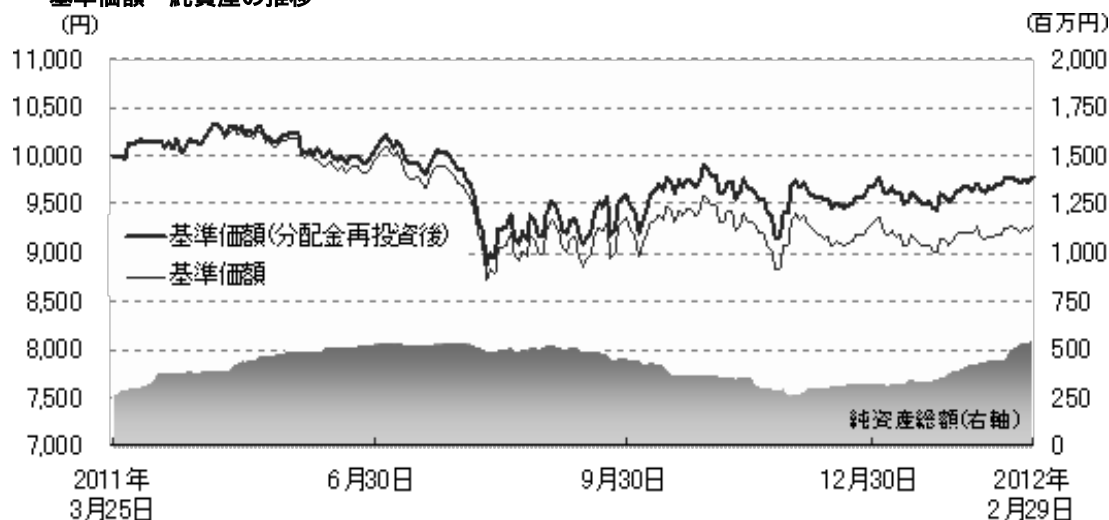
下記特定期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第 1 特定期間	565,953,656	6,800,000
第 2 特定期間	324,937,501	405,700,000

(注)設定総額には、当初募集総額を含みます。

<参考情報：運用実績> (2012年 2 月29日現在)

基準価額・純資産の推移



(当初設定日)

基準価額および基準価額（分配金再投資後）は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額（分配金再投資後）は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

分配の推移(1 万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～ 第5期(計)	250円
第6期 11年10月	50円
第7期 11年11月	50円
第8期 11年12月	50円
第9期 12年1月	50円
第10期 12年2月	50円
設定来 累計	500円

主要な資産の状況

- 組入上位5ヵ国・組入上位10銘柄はファンドの主要投資対象であるグローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンドの状況で、構成比は組入株式の合計額に対する比率を表示しています。

[資産別構成比]

	資産名	構成比
1	グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド	96.4%
2	ショートタームMMF JPY ^(注)	1.0%
3	コール・ローン等、その他	2.6%

(注)2011年12月31日付で名称が変更されております。

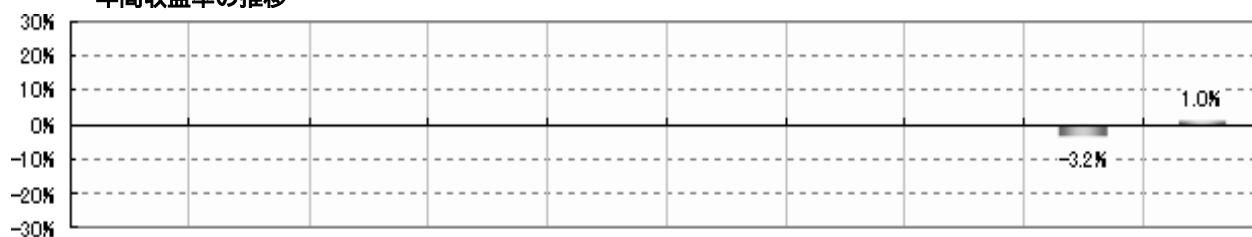
「組入上位5ヵ国」

	国名	構成比
1	米国	33.9%
2	英国	12.1%
3	イタリア	7.6%
4	ブラジル	6.6%
5	フランス	5.9%

[組入上位10銘柄]

	銘柄名	国名	業種名	構成比
1	ボーダフォン・グループ	英国	無線通信サービス	4.5%
2	GDFスエズ	フランス	総合公益事業	3.8%
3	イタリア電力公社	イタリア	電力	3.7%
4	ミナスジェライス電力	ブラジル	電力	3.3%
5	エンタープライズ・プロダクツ・パートナーズ	米国	石油・ガス・消耗燃料	3.3%
6	エーオン	ドイツ	電力	3.2%
7	日本電信電話	日本	各種電気通信サービス	3.0%
8	インターナショナル・パワー	英国	独立系発電・エネルギー販売	3.0%
9	チャイナ・モバイル	中国	無線通信サービス	3.0%
10	エジソン・インターナショナル	米国	電力	2.9%

年間収益率の推移



2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2011年 2012年
税引前分配金を再投資したものとして計算しています。2011年は当初設定時(2011年3月25日)以降、2012年は2月29日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、取得申込みの受付けは行いません（別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします）。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後3時までとします（取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします）。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース（販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。）があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。

< 申込単位 >

- ・販売会社が定める1円または1口（当初元本1口=1円）の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
- ・自動購入サービス契約を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

- ・3.675%（税抜3.5%）の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします（申込手数料には、消費税等相当額が加算されます）。
上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

- ・受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求

することができます。ただし、ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、解約請求の受付は行いません。

- ・解約請求の受付は原則として午後3時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<解約価額>

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

<解約手数料>

- ・ありません。

<信託財産留保額>

- ・ありません。

<解約代金のお支払い>

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

<大口解約の制限>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える解約はできません。また、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口あたりに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として計算時において知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「グロイン円」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成23年3月25日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年5月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業

日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの償還

- a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使用することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e bからdまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、bからdまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- f 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。
- g 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更等

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b 委託会社は、aの事項（aの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c bの書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下cにおいて同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d bの書面決議は議決権を行使用することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f bからeまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g aからfまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る

一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

前記の「 ファンドの償還」に記載の信託契約の解約または「 投資信託約款の変更等」に記載する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記の「 ファンドの償還 b」または「 投資信託約款の変更等 b」に記載する書面に付記します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年2月、8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(平成23年8月11日から平成24年2月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド（毎月分配型）円コース

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [平成23年 8 月10日現在]	当期 [平成24年 2 月10日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	250,521	549,515
コール・ローン	6,522,501	14,945,231
投資信託受益証券	474,671,807	417,494,782
投資証券	4,967,252	4,262,299
未収入金	101,372	912,336
未収配当金	4,432,288	3,617,529
未収利息	15	36
流動資産合計	490,945,756	441,781,728
資産合計	490,945,756	441,781,728
負債の部		
流動負債		
未払金	311,165	101,483
未払収益分配金	2,795,768	2,391,955
未払解約金	-	921,800
未払受託者報酬	22,797	16,078
未払委託者報酬	478,743	337,604
その他未払費用	22,787	16,063
流動負債合計	3,631,260	3,784,983
負債合計	3,631,260	3,784,983
純資産の部		
元本等		
元本	559,153,656	478,391,157
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,839,160	40,394,412
（分配準備積立金）	9,159,574	6,920,530
元本等合計	487,314,496	437,996,745
純資産合計	487,314,496	437,996,745
負債純資産合計	490,945,756	441,781,728

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成23年 3 月25日(設定日) 至 平成23年 8 月10日	当期 自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日
営業収益		
受取配当金	17,282,430	20,366,710
受取利息	6,210	5,204
有価証券売買等損益	79,965,019	20,630,846
営業収益合計	62,676,379	41,002,760
営業費用		
受託者報酬	90,376	103,362
委託者報酬	1,897,891	2,170,553
その他費用	90,331	103,298
営業費用合計	2,078,598	2,377,213
営業利益又は営業損失（ ）	64,754,977	38,625,547
経常利益又は経常損失（ ）	64,754,977	38,625,547
当期純利益又は当期純損失（ ）	64,754,977	38,625,547
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	130,946	2,219,434
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	71,839,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,595,142	34,456,561
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	54,184	34,456,561
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,540,958	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	918,476	26,591,059
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	918,476	26,591,059
分配金	9,891,795	12,826,867
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	71,839,160	40,394,412

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成23年 3 月25日(設定日) 至 平成23年 8 月10日	当期 自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、投資信託受益証 券及び投資証券の基準価額で評価し ております。	投資信託受益証券及び投資証券 同左

(追加情報)

前期 (平成23年 8 月10日現在)	当期 (平成24年 2 月10日現在)
_____	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過 去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に 関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月 4 日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基 準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年 12月 4 日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成23年 8 月10日現在)	当期 (平成24年 2 月10日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	277,698,698円	559,153,656円
期中追加設定元本額	288,254,958円	324,937,501円
期中一部解約元本額	6,800,000円	405,700,000円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	559,153,656口	478,391,157口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 71,839,160円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 40,394,412円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自 平成23年 3 月25日(設定日) 至 平成23年 8 月10日	当期 自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日
----	---	--

分配金の計算過程	(平成23年3月25日(設定日)から平成23年5月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,432,190円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(2,757,592円)、信託約款に規定される収益調整金(1,361,220円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は8,551,002円(1万口当たり222.08円)であり、うち1,925,059円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(平成23年8月11日から平成23年9月12日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(4,334,090円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,836,573円)及び分配準備積立金(9,033,755円)より分配対象収益は17,204,418円(1万口当たり307.17円)であり、うち2,800,351円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
	(平成23年5月11日から平成23年6月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,365,689円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(2,384,596円)及び分配準備積立金(6,239,375円)より分配対象収益は11,989,660円(1万口当たり240.59円)であり、うち2,491,473円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(平成23年9月13日から平成23年10月11日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,847,414円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,748,761円)及び分配準備積立金(8,260,616円)より分配対象収益は15,856,791円(1万口当たり339.57円)であり、うち2,334,783円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

	(平成23年6月11日から平成23年7月11日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,712,895円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,101,389円)及び分配準備積立金(7,113,591円)より分配対象収益は13,927,875円(1万口当たり259.88円)であり、うち2,679,495円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(平成23年10月12日から平成23年11月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,732,901円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,300,732円)及び分配準備積立金(7,886,891円)より分配対象収益は13,920,524円(1万口当たり360.29円)であり、うち1,931,712円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
	(平成23年7月12日から平成23年8月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,908,544円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(3,689,700円)及び分配準備積立金(8,046,798円)より分配対象収益は15,645,042円(1万口当たり279.78円)であり、うち2,795,768円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(平成23年11月11日から平成23年12月12日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,955,834円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,543,210円)及び分配準備積立金(5,700,354円)より分配対象収益は12,199,398円(1万口当たり374.02円)であり、うち1,630,742円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
	—————	(平成23年12月13日から平成24年1月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,543,822円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(5,569,608円)及び分配準備積立金(5,689,774円)より分配対象収益は13,803,204円(1万口当たり397.24円)であり、うち1,737,324円(1万口当たり50円)を分配金額としております。
	—————	(平成24年1月11日から平成24年2月10日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(3,249,226円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,626,311円)及び分配準備積立金(6,063,259円)より分配対象収益は19,938,796円(1万口当たり416.76円)であり、うち2,391,955円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成23年3月25日(設定日) 至 平成23年8月10日	当期 自 平成23年8月11日 至 平成24年2月10日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は投資信託受益証券であります。 当該投資信託受益証券には、保有または取引を行っている金融商品の評価により価格が変動するリスクがあります。 当該投資信託受益証券が保有または取引を行っている金融商品は株式及び為替予約取引であります。当該金融商品には、金融商品市場における相場または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成23年 3 月25日(設定日) 至 平成23年 8 月10日	当期 自 平成23年 8 月11日 至 平成24年 2 月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(平成23年 8 月10日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	68,175,194円
投資証券	269円
合計	68,174,925円

当期(平成24年 2 月10日現在)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	895,071円
投資証券	826円
合計	894,245円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	前期 (平成23年8月10日現在)	当期 (平成24年2月10日現在)
一口当たり純資産額	0.8715円	0.9156円
(一万口当たり純資産額)	(8,715円)	(9,156円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資信託 受益証券	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(H P J P Y) - J P Y分配型	47,308.1906	417,494,782	
投資証券	ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット J P YクラスI	42	4,262,299	
合計		47,350.1906	421,757,081	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

ファンドは、ルクセンブルグ籍の円建外国証券投資信託である「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」のクラス(H P J P Y) - J P Y分配型受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国証券投資信託の受益証券です。ま

た、ファンドはルクセンブルグ籍の外国証券投資法人である「ピクテ・ショートターム・マネー・マーケット」ＰＹ（旧名称：ピクテ・ＪＰＹリクイディティ）」のクラスⅠ投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同外国証券投資法人の投資証券です。これら外国証券投資信託および外国証券投資法人の状況は次の通りです。なお、記載された情報は監査対象外です。

**「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド -
グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド」の状況**

当投資信託は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された円建外国証券投資信託であります。当投資信託は、2011年12月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり「ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド クラス(ＨＰ Ｊ ＰＹ) - Ｊ ＰＹ分配型受益証券」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド -
グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

純資産計算書

2011年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産	
投資有価証券取得原価	172,575,662.33
投資に係る未実現純利益 / 損失	(15,116,253.69)
投資有価証券時価評価額(注 1)	157,459,408.64
現金預金	5,355,269.61
未収利息、純額	266.47
為替予約取引に係る未実現純利益(注 6)	136,391.54
	162,951,336.26
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注 3)	51,799.16
未払年次税(注 2)	4,081.23
その他の未払報酬(注 4)	42,290.35
	98,170.74
2011年12月31日現在純資産合計	162,853,165.52
2010年12月31日現在純資産合計	-
2009年12月31日現在純資産合計	-

運用計算書および純資産変動計算書

2011年12月31日に終了した期間

(単位：米ドル)

期首現在純資産額	0.00
収益	
配当金、純額	5,661,192.88
預金利息	5,391.70
	5,666,584.58
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注 3)	492,395.78
保管報酬、銀行手数料および利息	216,523.90
管理事務報酬、サービス報酬、監査費用およびその他の費用	148,799.53
年次税(注 2)	15,548.15
取引手数料(注 1)	939,974.05
	1,813,241.41
投資純利益/(損失)	3,853,343.17

投資有価証券売却に係る実現純利益 / 損失	14,890,544.73
為替予約取引に係る実現純利益 / 損失	8,839,605.55
外国為替に係る実現純利益 / 損失	(21,043,582.78)
先渡取引に係る実現純利益 / 損失	(84,576.83)
実現純利益 / (損失)	6,455,333.84
以下に係る未実現純評価利益 / 損失の変動：	
- 投資有価証券	(15,116,253.69)
- 為替予約取引	136,391.54
運用による純資産の増加 / 減少	(8,524,528.31)
受益証券発行手取額	285,161,307.63
受益証券買戻費用	(84,851,706.91)
分配金支払(注7)	(28,931,906.89)
期末現在純資産額	162,853,165.52

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2011年12月31日現在
(単位：米ドル)

銘柄	数量	時価(注1)	純資産に 対する比率 (%)
公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券			
株式			
オーストラリア			
APA GROUP	151,618.00	692,266.34	0.43
DUET GROUP QUADRUPLE STAPLED	458,262.00	817,837.61	0.50
		1,510,103.95	0.93
オーストリア			
TELEKOM AUSTRIA	142,079.00	1,698,015.94	1.04
		1,698,015.94	1.04
バミューダ			
VIMPELCOM ADR (REP.1 SHS-WI-)	48,239.00	452,481.82	0.28
		452,481.82	0.28
ブラジル			
CEMIG MINAS GERAIS PREF	185,500.00	3,307,918.34	2.03
SABESP	75,800.00	2,113,883.73	1.30
TRACTEBEL ENERGIA	135,700.00	2,179,112.85	1.34
		7,600,914.92	4.67
カナダ			
ENBRIDGE	64,491.00	2,383,969.21	1.46
TRANSCANADA	19,984.00	868,963.83	0.53
		3,252,933.04	1.99
チェコ共和国			
CESKE ENERGETICKE ZAVODY	24,400.00	960,968.63	0.59
		960,968.63	0.59
フィンランド			
FORTUM	211,253.00	4,457,493.93	2.74
		4,457,493.93	2.74
フランス			
FRANCE TELECOM	92,798.00	1,440,634.38	0.88
GDF SUEZ	233,705.00	6,282,716.47	3.86
SUEZ ENVIRONNEMENT	29,270.00	335,346.86	0.21
VEOLIA ENVIRONNEMENT	193,560.00	2,120,962.24	1.30
VINCI	46,507.00	2,011,354.48	1.24
		12,191,014.43	7.49

ドイツ

DEUTSCHE TELEKOM NOM.	270,609.00	3,103,522.45	1.91
E.ON AG	301,334.00	6,498,567.74	3.94
R.W.E. 'A'	104,568.00	3,672,844.57	2.26
		13,274,934.76	8.11

香港

CHINA MOBILE	119,500.00	1,167,651.93	0.72
HONGKONG ELECTRIC	396,500.00	2,932,492.74	1.80
		4,100,144.67	2.52

インドネシア

P.T. TELEKOMUNIKASI INDONESIA 'B'	1,544,000.00	1,200,973.76	0.74
PERUSAHAAN GAS NEGA 'B'	4,349,000.00	1,523,457.15	0.94
		2,724,430.91	1.68

イスラエル

BEZEQ ISRAEL TELECOMMUNICATION	134,152.00	244,998.14	0.15
		244,998.14	0.15

イタリア

ENEL ENTE NAZION. ENERGIA ELETTR.	1,450,043.00	5,826,613.98	3.58
SNAM RETE GAS	792,435.00	3,456,886.57	2.12
T.E.R.N.A. TELECOM	641,888.00	2,145,782.40	1.32
ITALIA TELECOM	885,340.00	948,935.10	0.58
ITALIA RISP	396,495.00	354,702.14	0.22
		12,732,920.19	7.82

日本

N.T.T.	25,700.00	1,307,259.37	0.80
NTT DOCOMO	496.00	907,239.65	0.56
		2,214,499.02	1.36

オランダ

KONINKLIJKE KPN NV	322,354.00	3,855,022.48	2.37
		3,855,022.48	2.37

ポルトガル

EDP (ELECTRIC. DE PORTUGAL) NOM.	793,164.00	2,425,740.73	1.49
		2,425,740.73	1.49

ロシア

MOBILE TELESYS ADR (R. 5 SHS)	56,515.00	817,206.90	0.50
		817,206.90	0.50

南アフリカ

MTN GROUP	40,982.00	725,489.82	0.45
		725,489.82	0.45

スペイン

GAS NATURAL SDG (SPLIT)	46,488.00	804,994.94	0.49
IBERDROLA	707,588.00	4,393,955.06	2.70
RED ELECTRICA CORP	22,200.00	942,739.32	0.58
		6,141,689.32	3.77

スウェーデン

TELE2 'B'	120,390.00	2,318,314.06	1.42
TELIASONERA (SEK)	266,209.00	1,787,842.87	1.10
		4,106,156.93	2.52

イギリス

CENTRICA	641,576.00	2,864,669.19	1.76
INTERNATIONAL POWER	885,781.00	4,609,903.76	2.83
NATIONAL GRID	83,560.00	806,039.61	0.49
PENNON GROUP	203,278.00	2,240,095.45	1.38

SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	61,208.00	1,219,585.81	0.75
SEVERN TRENT	2,408.00	55,598.88	0.03
UNITED UTILITIES GROUP	2,755.00	25,767.49	0.02
VODAFONE GROUP PLC	1,862,454.00	5,142,494.42	3.16
		16,964,154.61	10.42
アメリカ合衆国			
ALLIANT ENERGY	40,523.00	1,798,815.97	1.10
AMERICAN WATER WORKS	28,512.00	918,656.64	0.56
CENTERPOINT ENERGY	86,893.00	1,758,714.32	1.08
CENTURYTEL	21,216.00	790,932.48	0.49
CMS ENERGY	45,839.00	1,022,668.09	0.63
CONSTELLATION ENERGY GROUP	83,911.00	3,351,405.34	2.06
DOMINION RESOURCES	72,934.00	3,897,592.96	2.39
EDISON INTERNATIONAL	109,773.00	4,554,481.77	2.80
ENERGY TRANSFER EQUITY LP	36,818.00	1,491,129.00	0.92
ENTERPRISE PRODUCTS PARTNERS	101,909.00	4,690,871.27	2.88
EXELON	100,565.00	4,397,707.45	2.70
FIRSTENERGY	104,500.00	4,699,365.00	2.89
FRONTIER COMMUNICATIONS 'B'	102,929.00	533,686.87	0.33
MAGELLAN MIDSTREAM PARTNERS	34,023.00	2,339,421.48	1.44
NSTAR	25,400.00	1,199,642.00	0.74
PG & E	78,029.00	3,234,302.05	1.99
PPL	111,460.00	3,308,132.80	2.03
PROGRESS ENERGY	55,869.00	3,135,926.97	1.93
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	83,632.00	2,759,856.00	1.69
SPECTRA ENERGY	23,313.00	717,341.01	0.44
UNISOURCE ENERGY	25,713.00	957,294.99	0.59
WISCONSIN ENERGY	22,965.00	811,353.45	0.50
XCEL ENERGY	95,229.00	2,638,795.59	1.62
		55,008,093.50	33.80
投資有価証券合計		157,459,408.64	96.69
現金預金		5,355,269.61	3.29
その他の純資産		38,487.27	0.02
純資産合計		162,853,165.52	100.00

財務書類に対する注記(2011年12月31日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件にしたがい表示されています。

ファンドの目論見書において規定されているとおり、各クラスの受益証券の純資産価格は各取引日において管理会社により算定されます。各サブファンドの取引日は以下のとおりです。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド：ルクセンブルグ、英国および日本の銀行営業日である日

2011年12月31日が日本の銀行休業日であったため、すべてのサブファンドの当期末の純資産価格は2011年12月30日現在の価格および為替レートに基づき算定されました。

2011年12月31日現在の価格および為替レートに基づき純資産価格が算定された場合と比較して著しい相違はすべてのサブファンドにおいて生じません。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 投資有価証券の評価

- (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券または他の規制ある市場で取引されている有価証券は、係る取引所または市場における入手可能な最終の価格で評価されます。有価証券が複数の金融商品取引所または市場で取引されている場合には、係る有価証券の主要市場である金融商品取引所または市場における入手可能な最終の価格により決定されます。
- (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券または他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、入手可能な直近の取引値で評価されます。
- (3) 取引値が入手できない有価証券または(1)および/または(2)に記載される価格が公正な市場価格を反映していない有価証券は、合理的に予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。
- (4) 短期流動資産は、償却原価法で評価されます。
- (5) オープンエンド型投資信託の受益証券/投資証券は直近の取得可能な1口当たり純資産価格に基づき評価されます。当該価格が公正価値を表していない場合、取締役会が公正かつ慎重に価格を決定します。
- (6) 規制市場、EU域外の金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない、残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は、額面に経過利息を加えた額で評価され、合計評価額は償却原価法で処理されます。
- (7) クレジット・リンク・ノート(CLN)は当該CLNの発行日から2011年12月31日までの原債券の経過利子分を含んだ価格の変化(同期間における原債券と当該CLNの建て通貨間の為替変動も考慮されます。)に基づき評価されます。

e) 投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

f) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

g) 収益

一般的に配当金は、落ち日に計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

h) 為替予約取引の評価

未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、運用計算書に含まれます。

i) 取引手数料

取引手数料とは投資資産の買付および売却に関連して発生する費用を示します。

これらには売買委託手数料のほか、銀行手数料、税金、預託手数料およびその他の取引手数料が含まれ、2011年7月1日から2011年12月31日まで(預託手数料は2011年年間)の期間について運用計算書に含まれます。

注2 - 税金

a) 年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年次税(年率0.05%)を課せられます。係る税金は、機関投資家に受益者が限定されるクラス受益証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。ただし、係る受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限り、適用されません。

b) その他の税金

いくつかのアジア諸国(中国、インドネシア、韓国等)における近時の課税状況、特に譲渡益課税について不確実性が増しており、結果として関連するサブファンドに対して追加的に税金が課される可能性があります。場合によっては数年単位で遡及的に徴税される可能性があり、関連するサブファンドの純資産価格に大きな影響を与えることも考えられます。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、各サブ・ファンド/クラスに帰属する平均純資産額を基準に以下の比例料率で計算される報酬を受領する権利を有します。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド:

クラス(H P J P Y) - J P Y分配型受益証券: 年率0.35%

投資顧問会社への報酬は、管理会社により負担されます。

注4 - その他の未払報酬

2011年12月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、管理事務報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬が含まれています。

注5 - 申込手数料および買戻手数料

販売会社に対する申込手数料が、一口当たり純資産額の最高3%で計算され、請求されます。

各サブ・ファンドの受益証券は、1口当たり純資産額で買戻されます。買戻手数料は課せられません。

一定の状況下において、管理会社は、ファンドの目論見書に定義される「解約留保金」を課することができます。その場合、解約留保金は、受益証券1口当たり純資産額の2%を超過してはなりません。

注6 - 為替予約取引

2011年12月31日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。

ビクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

	購入		売却	満期日
AUD	8,244.83	USD	8,121.98	2012/04/03
AUD	9,518.26	USD	9,377.39	2012/04/03
AUD	14,732.26	USD	14,798.56	2012/04/03
AUD	49,952,457.56	USD	50,746,701.64	2012/01/31
BRL	2,863,119.00	USD	1,523,259.74	2012/04/03
BRL	187,636,525.00	USD	99,854,464.90	2012/04/03
CAD	25,966.68	USD	25,298.79	2012/04/03
CAD	30,235.93	USD	29,106.59	2012/04/03
CAD	34,020.19	USD	32,807.62	2012/04/03
CAD	53,076.38	USD	51,673.45	2012/04/03
CHF	14,558.00	USD	15,601.76	2012/04/03
CZK	1,852,637.49	USD	94,599.55	2012/04/03
CZK	2,020,031.39	USD	102,926.29	2012/04/03
EUR	280.05	USD	366.87	2012/04/03
EUR	9,227.90	USD	12,202.05	2012/04/03
EUR	19,824.45	USD	25,958.13	2012/04/03
EUR	30,913.81	USD	40,497.09	2012/04/03
EUR	32,637.45	USD	42,210.01	2012/04/03
EUR	56,566.81	USD	73,949.79	2012/04/03
EUR	104,878.82	USD	136,929.79	2012/04/03
EUR	134,390.13	USD	176,051.07	2012/04/03
EUR	200,308.09	USD	260,700.98	2012/04/03
EUR	202,705.41	USD	268,006.96	2012/04/03
EUR	331,400.55	USD	432,676.56	2012/04/03
EUR	355,369.00	USD	462,850.35	2012/04/03
EUR	388,378.93	USD	506,488.85	2012/04/03
EUR	554,696.00	USD	728,260.38	2012/04/03
EUR	590,768.32	USD	770,397.34	2012/04/03
EUR	628,949.35	USD	831,565.38	2012/04/03
EUR	720,423.00	USD	933,091.87	2012/04/03
EUR	1,144,796.00	USD	1,488,961.75	2012/04/03
EUR	1,326,680.00	USD	1,753,472.96	2012/03/29
GBP	114,440.97	USD	178,386.00	2012/04/03
GBP	118,883.18	USD	184,423.48	2012/04/03
GBP	127,202.92	USD	199,199.77	2012/04/03
GBP	138,835.14	USD	214,889.03	2012/04/03
GBP	139,143.44	USD	214,559.18	2012/04/03
GBP	218,328.55	USD	340,319.63	2012/04/03
GBP	273,168.00	USD	428,846.44	2012/04/03
GBP	353,907.72	USD	554,325.66	2012/04/03
GBP	424,508.93	USD	665,332.85	2012/04/03
GBP	709,151.15	USD	1,105,070.24	2012/04/03
HKD	273,645.86	USD	35,180.22	2012/04/03
HKD	292,457.23	USD	37,598.64	2012/04/03
HKD	299,714.97	USD	38,531.70	2012/04/03
HKD	541,805.10	USD	69,707.96	2012/04/03

IDR	4,123,765,333.00	USD	443,701.89	2012/04/03
ILS	9,931.45	USD	2,605.86	2012/04/03
ILS	11,546.90	USD	3,043.27	2012/04/03
ILS	17,604.44	USD	4,657.63	2012/04/03
ILS	41,091.11	USD	10,772.91	2012/04/03
JPY	1,322,005.00	USD	17,025.18	2012/04/03
JPY	1,451,711.00	USD	18,685.94	2012/04/03
JPY	2,645,871.00	USD	34,127.06	2012/04/03
JPY	51,619,742.00	ZAR	5,420,479.58	2012/01/05
JPY	177,169,110.00	AUD	2,263,437.78	2012/01/05
JPY	292,211,140.00	USD	3,757,161.37	2012/01/05
JPY	649,816,721.00	USD	8,367,457.14	2012/01/31
SEK	185,273.24	USD	26,760.05	2012/04/03
SEK	276,341.40	USD	39,707.65	2012/04/03
SEK	324,589.81	USD	46,804.59	2012/04/03
SEK	488,099.94	USD	70,856.19	2012/04/03
USD	167,869.55	EUR	128,271.99	2012/04/03
USD	227,116.98	ILS	860,092.00	2012/04/03
USD	249,996.53	SEK	1,756,825.60	2012/04/03
USD	432,652.58	GBP	276,526.00	2012/04/03
USD	607,200.27	BRL	1,163,335.00	2012/04/03
USD	649,273.87	EUR	496,235.00	2012/04/03
USD	689,686.79	EUR	525,728.00	2012/04/03
USD	713,025.03	EUR	547,344.00	2012/04/03
USD	755,726.43	ZAR	6,225,372.00	2012/04/03
USD	1,041,578.01	CZK	20,281,607.00	2012/04/03
USD	1,052,818.23	EUR	804,292.00	2012/04/03
USD	1,421,276.14	AUD	1,419,360.00	2012/04/03
USD	2,268,052.11	BRL	4,300,000.00	2012/04/03
USD	2,286,797.90	JPY	177,386,913.00	2012/04/03
USD	3,192,686.43	IDR	29,650,000,000.00	2012/04/03
USD	3,304,984.68	CAD	3,396,698.00	2012/04/03
USD	4,038,588.40	SEK	28,017,707.00	2012/04/03
USD	4,093,628.63	BRL	7,800,000.00	2012/04/03
USD	4,221,758.15	HKD	32,834,724.00	2012/04/03
USD	9,012,350.13	BRL	16,942,317.00	2012/04/03
USD	21,761,817.59	GBP	13,994,738.00	2012/04/03
USD	65,125,742.73	EUR	49,358,998.00	2012/04/03
ZAR	57,806.53	USD	6,827.84	2012/04/03
ZAR	66,346.10	USD	8,084.78	2012/04/03
ZAR	109,349.81	USD	13,129.91	2012/04/03
ZAR	96,223,596.45	USD	11,805,127.77	2012/01/31

2011年12月31日現在のこれらの契約に係る未実現純利益は136,391.54米ドルであり、純資産計算書に含まれています。

注 7 - 分配金の支払

2011年12月31日に終了した期間中、以下の分配金が支払われました。

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド - グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・カレンシー・ヘッジド・ファンド

クラス(H P J P Y) - J P Y分配型受益証券：

2011年 4 月 1 口当たり70円

2011年 5 月 1 口当たり70円

2011年 6 月 1 口当たり80円

2011年 7 月 1 口当たり80円

2011年 8 月 1 口当たり80円

2011年 9 月 1 口当たり80円

2011年10月 1口当たり80円
2011年11月 1口当たり80円
2011年12月 1口当たり80円

注8 - 事後事象

ピクテ・グループ内の組織変更により、ファンドの事務管理の中心的な機能がピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイからファンドパートナーズ・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイに移管されました。ファンドパートナーズ・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイはルクセンブルグ、ロイヤル通り3番に所在し、ルクセンブルグにおける商業および会社登録簿にR.C.S.B140653の番号で登記されており、ピクテ・グループの完全子会社である管理会社です。

この移管によって、それまでピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイに委託されていた名義書換事務代行、管理事務代行および支払事務代行の各業務は2012年1月1日付でファンドパートナーズ・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへ承継されました。

「ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット」ＰＹ(旧名称：ピクテ - ＪＰＹリクイディティ)」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2011年9月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット」ＰＹ クラスⅠ」を含むすべてのクラスが対象となっております。なお、以下の財務書類においては、決算日時点の旧名称にて表示しております。

ピクテ - ＪＰＹリクイディティ**純資産計算書**

2011年9月30日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価	5,471,381,214.00
投資に係る未実現純利益 / 損失	-175,526,348.00
投資有価証券時価評価額(注1)	5,295,854,866.00
現金預金	188,613,739.00
未収利息、純額	5,503,754.00
為替予約取引に係る未実現純利益(注7)	176,820,636.31
	5,666,792,995.31
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注3)	285,140.00
未払年次税(注2)	432,741.00
その他の未払報酬(注5)	595,586.00
	1,313,467.00
2011年9月30日現在純資産合計	5,665,479,528.31
2010年9月30日現在純資産合計	5,571,304,428.01
2009年9月30日現在純資産合計	25,484,406,861.72

運用計算書および純資産変動計算書

2011年9月30日に終了した期間

(単位：円)

期首現在純資産額		5,571,304,428.01
収益		
債券利息、純額		38,995,190.00
預金利息		212,170.00
		39,207,360.00
費用		
管理報酬および投資顧問報酬(注3)		3,547,401.00
保管報酬、銀行手数料および利息		1,249,109.00

サービス報酬(注４)	1,755,399.00
監査費用およびその他の費用	1,697,164.00
年次税(注２)	1,705,255.00
	9,954,328.00
投資純利益	29,253,032.00
投資有価証券売却に係る実現純利益／損失	-65,076,738.00
為替予約取引に係る実現純利益／損失	751,788.00
外国為替に係る純利益／損失	42,732,179.55
実現純利益	7,660,261.55
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
- 投資有価証券	-174,581,731.00
- 為替予約取引	170,111,976.75
運用による利益／損失	3,190,507.30
投資証券発行手取額	7,008,716,215.00
投資証券買戻費用	-6,917,725,298.00
分配金支払(注８)	-6,324.00
期末現在純資産額	5,665,479,528.31

投資有価証券およびその他の純資産明細表
2011年９月30日現在
(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注１)	純資産に 対する 比率(％)
・公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
フランス				
2.5% DEXIA C.L.F 09/11	GBP	1,000,000.00	120,173,309.00	2.12
			120,173,309.00	2.12
アメリカ合衆国				
1.45% GENERAL ELEC. CAP. 06/11	JPY	152,000,000.00	152,169,480.00	2.69
5.25% TOYOTA MOTOR CREDIT 09/12	EUR	500,000.00	52,324,450.00	0.92
			204,493,930.00	3.61
合計			324,667,239.00	5.73
・短期金融商品				
フィンランド				
C. PAP. POHJOLA BANK 01/11/11	EUR	500,000.00	51,654,657.00	0.91
0% FINGRID (ECP) 11/11	EUR	500,000.00	51,559,734.00	0.91
			103,214,391.00	1.82
フランス				
C. PAP. BQUE FED. CR. MUTUEL 22/11/11	EUR	500,000.00	51,599,499.00	0.91
C. PAP. NATIXIS 15/11/11	EUR	500,000.00	51,616,490.00	0.91
C. PAP. SCHLUMBERGER IND. 17/10/11	EUR	500,000.00	51,683,614.00	0.91
C. PAP. SOCIETE GENERALE 11/10/11	CHF	500,000.00	42,430,252.00	0.75
C. PAP. UNEDIC 07/10/11	EUR	2,000,000.00	206,825,504.00	3.65
CD CREDIT AGRICOLE PARIS 11/10/11	EUR	500,000.00	51,692,880.00	0.91
			455,848,239.00	8.04
ドイツ				
C. PAP. ALLIANZ 15/11/11	EUR	500,000.00	51,607,870.00	0.91
C. PAP. ALLIANZ 30/11/11	EUR	500,000.00	51,574,828.00	0.91
C. PAP. DZ BANK 22/12/11	EUR	500,000.00	51,592,823.00	0.91
C. PAP. ERSTE ABWICKLUNG. 06/10/11	EUR	1,000,000.00	103,411,883.00	1.83
C. PAP. FMS WERTMANAGEMENT 09/11/11	EUR	2,000,000.00	206,634,077.00	3.65
C. PAP. NRW BANK 03/10/11	EUR	1,000,000.00	103,418,223.00	1.83
0% HONDA BANK (ECP) 11/11	EUR	500,000.00	51,687,187.00	0.91

619,926,891.00 10.95

アイルランド

C. PAP. CATERPILLAR INTL FIN. 12/12/11	EUR	500,000.00	51,604,075.00	0.91
			51,604,075.00	0.91

日本

C. PAP. MITSUBISHI CORP FIN. 27/10/11	EUR	500,000.00	51,665,221.00	0.91
TBI JAPAN 14/11/11 N214	JPY	400,000,000.00	399,958,160.00	7.06
TBI JAPAN 21/11/11 N217	JPY	1,000,000,000.00	999,876,900.00	17.67
0% JAPAN No184 11/11	JPY	500,000,000.00	499,991,350.00	8.83
0% JAPAN No198 11/11	JPY	500,000,000.00	499,914,350.00	8.82
0% SUMITOMO TR. BK (CD) 11/11	EUR	500,000.00	51,668,851.00	0.91
			2,503,074,832.00	44.20

ルクセンブルグ

C. PAP. BGL BNP PARIBAS 16/11/11	CHF	500,000.00	42,425,390.00	0.75
			42,425,390.00	0.75

オランダ

C. PAP. ABN AMRO BANK (EUR) 08/11/11	EUR	500,000.00	51,629,872.00	0.91
C. PAP. PACCAR FINANCIAL 15/12/11	EUR	500,000.00	51,589,643.00	0.91
CD RABOBANK NEDERLAND 12/12/11	EUR	1,500,000.00	154,863,509.00	2.73
0% ING BANK (ECP) 11/11	EUR	500,000.00	51,695,243.00	0.91
			309,778,267.00	5.46

ノルウェー

C. PAP. DNB NOR BK 15/12/11	EUR	500,000.00	51,613,579.00	0.91
			51,613,579.00	0.91

韓国

C. PAP. INDUSTR. BK OF KOREA 01/03/12	EUR	500,000.00	51,342,111.00	0.91
			51,342,111.00	0.91

スウェーデン

C. PAP. NORDEA BANK 01/12/11	EUR	1,000,000.00	103,191,675.00	1.82
C. PAP. SBAB SWEDISH. HOU. FIN. 21/11/11	EUR	500,000.00	51,625,658.00	0.91
C. PAP. SKAND. ENSKILDA BANK. 25/11/11	EUR	500,000.00	51,616,506.00	0.91
C. PAP. SVENSKA HANDELSBANK. 25/11/11	EUR	1,000,000.00	103,181,912.00	1.82
			309,615,751.00	5.46

イギリス

C. PAP. BARCLAYS BANK 22/12/11	EUR	1,000,000.00	103,109,292.00	1.82
C. PAP. LLOYDS TSB BANK 15/11/11	EUR	500,000.00	51,616,288.00	0.91
CD BK OF TOKYO-MITSUB. 24/10/11	EUR	500,000.00	51,679,493.00	0.91
CD MIZUHO CORP. BK LDN 25/11/11	EUR	500,000.00	51,616,087.00	0.91
CD NATIONWIDE BUILDING 11/11/11	EUR	500,000.00	51,640,669.00	0.91
0% PRUDENTIAL (ECP) 11/11	GBP	500,000.00	60,015,474.00	1.06
0% ROYAL BK SCOT. (ECP) 11/11	EUR	500,000.00	51,500,274.00	0.91
0% STANDARD CHART. (ECP) 11/11	EUR	500,000.00	51,566,524.00	0.91
			472,744,101.00	8.34

合計

投資有価証券合計			4,971,187,627.00	87.75
現金預金			5,295,854,866.00	93.48
その他の純資産			188,613,739.00	3.33
純資産合計			181,010,923.31	3.19
			5,665,479,528.31	100.00

財務書類に対する注記(2011年9月30日現在)(抜粋)

注1 - 重要な会計方針の要約

a) 一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示されています。

b) 創立費

創立費は、5年を最大とする期間にわたり償却されます。

c) 各サブ・ファンドの外国通貨換算

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、支払日に適用される為替レートでサブ・ファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書に含まれています。

d) 投資資産の評価

取引可能な有価証券については、係る有価証券の主要市場における価格および／あるいはファンドマネジャーや市場参加者によって過去に取引された価格で評価されます。この価格は、直近の取得可能な価格が、あるいは取締役会が、流動性及び関係市場で行われた過去の取引の観点から、それらが最も反映されていると判断したある時点における取得可能な価格であります。

有価証券の価格が入手できない場合、予想される売却価格に基づき、慎重かつ誠実な立場から評価されます。

特に、取締役会はハイイールドおよび新興市場の債券について個別の評価方法を採用しており、これらの証券は大手金融仲介機関が提供する仲値または買い気配値あるいはブルームバーグ、テレクルス、IDCまたはロイターなどの情報提供会社が配信する価格に基づき評価されます。

流動資産は、額面に経過利息を加えた額で評価されます。

オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は直近の取得可能な1口当たり純資産価格に基づき評価されます。クローズドエンド型投資信託の受益証券／投資証券は直近の取得可能な市場価格で評価されます。

金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない残存期間が12ヵ月以内の短期金融商品は定額法(残存期間中における直近の市場価格と償還価格との差異の償却原価法)で評価されます。

金融商品取引所または他の規制のある市場において上場または取引されていない先渡契約およびオプションは、各契約の標準的な基準により取締役会により誠実に定められた規則にしたがって当該清算価額で評価されます。金融商品取引所または他の規制のある市場で取引される先渡契約およびオプションの評価は、当該契約が主として取引されている金融商品取引所または他の規制のある市場が公表する終値または清算価額に基づきます。先渡契約またはオプションが純資産の評価日に売却できない場合、当該先渡契約またはオプションの清算価額の算定基準は、取締役会により合理的かつ公正な方法で定められます。

受益者の利益のためおよび取締役会が市場の状況を考慮して適当と判断する範囲でならびにサブ・ファンドの購入買戻しの水準、そしてその総額の規模によっては、係るサブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、ポートフォリオの保有する有価証券の気配相場を基準に計算されることがあります。その際売買手数料と取引費用を含み調整します。また、投資資産の購入・売却における取引価格と評価額との相違による影響ならびに売買手数料、取引費用に基づき調整します。

さらなる詳細については、ファンドの目論見書に記載されています。

e) 為替予約取引の評価

未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。

f) 投資有価証券に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、平均原価に基づき計算されます。

g) 組入有価証券の取得原価

サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートで計算されます。

h) 収益

配当金は落ち日に計上され、利息は、発生主義で計上されます。

注2 - 年次税

現行法規に従い、ファンドは、いかなる所得税も課せられません。ファンドは、その純資産に対して、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05%の年次税が課せられます。ただし、本年次税は機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券に帰属する純資産に関しては、0.01%の料率まで減じられます。ルクセンブルグにおける他の契約型投資信託の受益証券に投資される純資産額については、本年次税を免除されます。これは、係る受益証券が既に本年次税を課せられている場合に限りです。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

管理会社は、ファンドのため投資機会について管理会社に助言する目的で各サブファンド毎に一以上の投資助言会社を任命することができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブ・ファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2011年9月30日現在で適用される報酬率の上限は以下の通りです。

	クラスⅠ (上限)	クラスP (上限)	クラスR (上限)	クラスZ (上限)	クラスJ (上限)
ピクテ - J P Yリクイディティ	0.15%	0.30%	0.60%	0.00%	0.10%

注4 - サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、年四回または毎月払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2011年9月30日現在で適用される報酬率の上限は以下の通りです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ - J P Yリクイディティ	0.10%	-

注5 - その他の未払報酬

2011年9月30日現在、その他の未払報酬には、管理事務報酬、保管報酬およびサービス報酬が含まれています。

注6 - 申込手数料、買戻手数料ならびに転換手数料

各サブファンド(またはサブクラス)の投資証券の発行価格は、申込日の翌計算日における当該サブファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。

当該サブファンドの1口当たり純資産額の5%以下の仲介手数料が仲介業者ならびに販売業者の報酬として発行価格に加算されます。当販売手数料はサブクラスによって異なります。

各サブファンド(またはサブクラス)の投資証券の買戻価格は、申込日の翌計算日における当該サブファンドの各投資証券(または各サブクラスの投資証券)の純資産額です。

当金額は仲介業者ならびに販売業者に支払われる1口当たり純資産額の3%以下の仲介手数料により減額される場合があります。当手数料はサブクラスによって異なります。

取締役会には一定の場合に1口当たり純資産の最大2%の「解約留保金」を発行価格、買戻価格および転換価格に適用する権限があります。解約留保金は当該評価日におけるすべての受益者に等しく課されます。

取締役会は最新の目論見書の「純資産価格の計算」の章に記載されているとおり純資産価格の訂正を行うことができます。

注7 - 為替予約取引

ピクテ - J P Yリクイディティ

	購入	売却	満期日
JPY	45,214,034.00	CHF	500,000.00
JPY	49,669,253.00	CHF	500,000.00
JPY	51,306,700.00	EUR	500,000.00
JPY	52,224,750.00	EUR	500,000.00
JPY	52,351,350.00	EUR	500,000.00
JPY	52,360,250.00	EUR	500,000.00
JPY	52,492,550.00	EUR	500,003.33
JPY	54,199,435.00	EUR	526,250.00
JPY	54,271,800.00	EUR	500,000.00
JPY	54,282,500.00	EUR	500,000.00
JPY	54,303,100.00	EUR	500,003.68
JPY	54,390,600.00	EUR	500,000.00
JPY	54,434,500.00	EUR	500,000.00
JPY	54,905,850.00	EUR	500,003.64
JPY	54,916,550.00	EUR	500,000.00
JPY	55,018,900.00	EUR	500,000.00
JPY	55,043,250.00	EUR	500,003.63
JPY	55,069,650.00	EUR	500,000.00
JPY	55,201,850.00	EUR	500,000.00
JPY	55,202,550.00	EUR	500,000.00
JPY	55,205,450.00	EUR	500,000.00
JPY	55,338,850.00	EUR	500,000.00

JPY	55,473,150.00	EUR	500,000.00	2011/11/30
JPY	56,078,050.00	EUR	500,000.00	2011/10/31
JPY	57,593,800.00	EUR	500,000.00	2012/01/12
JPY	57,771,500.00	EUR	500,000.00	2011/12/08
JPY	57,813,600.00	EUR	500,000.00	2011/10/13
JPY	58,026,300.00	EUR	500,000.00	2011/10/12
JPY	58,327,100.00	EUR	500,000.00	2012/01/10
JPY	108,992,100.00	EUR	1,000,000.00	2011/12/22
JPY	109,818,199.00	EUR	1,000,007.28	2011/10/06
JPY	110,584,000.00	EUR	1,000,000.00	2011/11/25
JPY	110,889,800.00	EUR	1,000,000.00	2011/12/01
JPY	162,308,400.00	EUR	1,500,000.00	2011/12/12
JPY	218,571,000.00	EUR	2,000,014.64	2011/11/09
JPY	220,946,600.00	EUR	2,000,000.00	2011/10/07
JPY	67,605,500.00	GBP	500,000.00	2011/10/18
JPY	134,047,758.00	GBP	1,025,000.00	2011/10/27

2011年9月30日現在のこれらの契約に係る未実現純利益は176,820,636.31円であり、純資産計算書に含まれています。

注8 - 分配金支払

2010年12月3日、ファンドの投資主総会にて分配金は以下のように決定されました。

ピクテ - J P Y リクイディティ クラス P dy 分配型投資証券 1口当たり62円

分配金は2010年12月6日を落ち日、2010年12月17日を支払日として支払われました。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】（平成24年2月末日現在）**

資産総額	569,986,997円
負債総額	14,393,242円
純資産総額(-)	555,593,755円
発行済数量	599,157,602口
1万口当たり純資産額(/)	9,273円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**1 名義書換について**

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成24年3月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

投資運用の意思決定機構

投資運用業および投資助言・代理業に係る投資政策を審議・決定するとともに、その運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析する機関として、投資政策管理委員会を置きます。

投資政策管理委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他議長が指名する者をもって構成します。投資政策管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成24年3月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次の通りです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類				本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式		4	5,670,657,158
		債券		1	685,539
	海外	株式	-	8	249,453,876,500
			インデックス型	2	1,385,213,976
		債券		11	114,166,317,008
		内外	株式		12
	債券		4	16,901,149,489	
	資産複合		10	81,492,140,876	
	合計				52

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第26期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第27期事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第26期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)及び第27期事業年度(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第26期 (平成22年12月31日現在)			第27期 (平成23年12月31日現在)		
資 産 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			5,469,359			5,167,329	
前払費用			52,388			49,253	
未収委託者報酬			1,013,093			698,479	
未収収益			153,955			136,354	
未収還付消費税等			230			19,630	
繰延税金資産			128,622			133,038	
その他			30,556			18,625	
流 動 資 産 計			6,848,205	86.5		6,222,711	85.7
固 定 資 産							
有形固定資産			202,866	2.6		221,067	3.1
建物付属設備	1	131,542			150,709		
器具備品	1	71,323			70,358		
無形固定資産			243,447	3.1		203,592	2.8
ソフトウェア		242,615			202,760		
その他		831			831		
投資その他の資産			616,279	7.8		612,463	8.4
投資有価証券		17,999			-		
長期前払費用		11,359			4,464		
長期差入保証金		212,288			208,350		
繰延税金資産		374,631			399,647		
固 定 資 産 計			1,062,593	13.4		1,037,123	14.3
資 産 合 計			7,910,798	100.0		7,259,834	100.0

		第26期 (平成22年12月31日現在)			第27期 (平成23年12月31日現在)		
負 債 の 部							
区 分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
流 動 負 債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			100,744			51,569	
未払金			1,002,117			767,700	
未払手数料		580,151			399,052		

その他未払金		421,965			368,647		
未払法人税等			312,003			28,515	
賞与引当金			222,869			274,923	
役員賞与引当金			302,151			119,405	
その他			2,221			-	
流動負債計			1,942,107	24.6		1,242,114	17.1
固定負債							
退職給付引当金			570,788			1,022,104	
役員退職慰労引当金			350,135			375,688	
資産除去債務			-			51,685	
固定負債計			920,923	11.6		1,449,478	20.0
負債合計			2,863,031	36.2		2,691,592	37.1
純資産の部							
区分	注記 番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
株主資本		千円	千円	%	千円	千円	%
資本金			200,000	2.5		200,000	2.8
利益剰余金			4,845,394	61.3		4,368,242	60.1
利益準備金		50,000			50,000		
その他利益剰余金		4,795,394			4,318,242		
繰越利益剰余金		4,795,394			4,318,242		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			2,372	0.0		-	-
純資産合計			5,047,767	63.8		4,568,242	62.9
負債・純資産合計			7,910,798	100.0		7,259,834	100.0

(2)【損益計算書】

			第26期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日			第27期 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日			
区 分			注記 番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
				千円	千円	%	千円	千円	%
		営 業 収 益							
		委託者報酬			15,387,167			12,634,843	
		その他営業収益			540,848			430,673	
		営 業 収 益 計			15,928,016	100.0		13,065,516	100.0
		営 業 費 用							
		支払手数料			9,312,190			7,748,548	
		広告宣伝費			247,046			137,534	
		調査費			1,207,398			970,291	
		調査費		121,474			117,284		
		委託調査費		1,085,924			853,006		
		委託計算費			188,095			182,658	
		営業雑経費			339,716			305,635	
		通信費		32,946			34,390		
		印刷費		282,145			247,087		
		諸会費		16,575			13,828		
		図書費		2,017			1,672		
		諸経費		6,030			8,656		
		営 業 費 用 計			11,294,448	70.9		9,344,668	71.5
		一 般 管 理 費							

経常損益の部	給料			1,999,425			2,008,388	
	役員報酬		107,313			112,054		
	給料・手当		1,349,935			1,407,098		
	役員賞与		1,627			66,386		
	賞与		17,039			28,519		
	賞与引当金繰入		223,450			274,923		
	役員賞与引当金繰入		300,058			119,405		
	旅費交通費			62,511			94,042	
	租税公課			24,572			18,657	
	不動産賃借料			223,896			224,673	
	退職給付費用			173,921			162,399	
	役員退職慰労引当金繰入			3,500			-	
	固定資産減価償却費			131,075			126,823	
	消耗器具備品費			11,350			20,217	
	人材採用費			13,876			44,036	
	修繕維持費			55,353			65,722	
	諸経費			133,521			140,007	
	一般管理費計			2,833,006	17.8		2,904,968	22.2
	営業利益			1,800,562	11.3		815,878	6.2
	営業外収益							
	有価証券償還益			-			1,281	
	受取利息			809			8	
	受取配当金			4,187			-	
	為替差益			-			5,306	
	その他			9,265			2,374	
	営業外収益計			14,262	0.1		8,970	0.1
	営業外費用							
	支払手数料			17,151			18,149	
	その他			4,193			48	
	営業外費用計			21,345	0.1		18,198	0.1
経常利益				1,793,479	11.3		806,650	6.2
特別損益の部	特別利益							
	投資有価証券売却益			5,030			-	
	役員退職慰労引当金戻入益			-			25,183	
	その他	2		-			1,642	
	特別利益計			5,030	0.0		26,826	0.2
	特別損失							
	固定資産除却損	1		8,550			2,218	
	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			-			36,226	
	臨時償却	3		-			4,462	
	退職給付費用			-			323,034	
	特別損失計			8,550	0.1		365,941	2.8
税引前当期純利益				1,789,958	11.2		467,535	3.6
法人税、住民税及び事業税				894,784	5.6		472,492	3.6
法人税等調整額				17,950	0.1		27,804	0.2
当期純利益				913,124	5.7		22,847	0.2

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期事業年度 (自 平成22年 1月 1 日 至 平成22年12月31日)	第27期事業年度 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年12月31日)
株主資本		

資本金

前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	200,000	200,000

利益剰余金

利益準備金

前期末残高	50,000	50,000
当期変動額		
利益準備金積立	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	50,000	50,000

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高	5,382,269	4,795,394
当期変動額		
利益準備金積立	-	-
剰余金の配当	1,500,000	500,000
当期純利益	913,124	22,847
当期変動額合計	586,875	477,152
当期末残高	4,795,394	4,318,242

利益剰余金合計

前期末残高	5,432,269	4,845,394
当期変動額		
剰余金の配当	1,500,000	500,000
当期純利益	913,124	22,847
当期変動額合計	586,875	477,152
当期末残高	4,845,394	4,368,242

株主資本合計

前期末残高	5,632,269	5,045,394
当期変動額		
剰余金の配当	1,500,000	500,000
当期純利益	913,124	22,847
当期変動額合計	586,875	477,152
当期末残高	5,045,394	4,568,242

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金

前期末残高	593	2,372
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,965	2,372
当期変動額合計	2,965	2,372
当期末残高	2,372	-

評価・換算差額等合計

前期末残高	593	2,372
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,965	2,372
当期変動額合計	2,965	2,372

当期末残高	2,372	-
純資産合計		
前期末残高	5,631,676	5,047,767
当期変動額		
剰余金の配当	1,500,000	500,000
当期純利益	913,124	22,847
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,965	2,372
当期変動額合計	583,910	479,525
当期末残高	5,047,767	4,568,242

重要な会計方針

区分	第26期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日	第27期 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1) 其他有価証券 同左
2．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却して おります。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3．外貨建の資産又は負債の本邦 通貨への換算基準	—————	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差 額は損益として処理しております。
4．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に より算出した額を計上しております。 貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充て るため、支出見込額の当期負担分を計 上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てる ため、支出見込額の当期負担分を計上 しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当 事業年度末における退職給付債務の見 込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に 該当することから、簡便法を採用し、退 職一時金制度について退職給付に係る 期末要支給額を退職給付債務とする方 法によっております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づき、当事業年度末要支給額 を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当事業 年度末における退職給付債務の見込額 に基づき計上しております。数理計算 上の差異は、その発生年度に一括損益 処理しています。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づき、当事業年度末における 退職給付の見込額に基づき計上して おります。数理計算上の差異は、その発生 年度に一括損益処理しています。
5．その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

第26期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日	第27期 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日
_____	(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ3,421千円、税引前当期純利益は39,647千円減少しております。
_____	(退職給付会計に関する会計方針) 退職給付債務の算定の精度を高めることにより、期間損益計算の適正化及び財政状態の健全化を図るため、当事業年度より、退職給付債務の算定方法を簡便法から原則法に変更しております。この変更に伴い、前期末における退職給付債務を算定した結果発生した簡便法と原則法との差額323,034千円を特別損失に計上しているため、税引前当期純利益が323,034千円減少しております。 なお、当該変更が、事業年度末において実施されたのは、当事業年度の下期において、会社の管理体制の見直しを行った結果、退職給付債務の算定の精度を高めることにより、期間損益計算の適正化及び財政状態の健全化を図る必要性がより高まったためであり、当中間期においては、従来の方によっております。従って、当中間会計期間は、当事業年度と同一の方法によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は725千円少なく、税引前中間純利益は322,308千円多く計上されております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第26期 平成22年12月31日現在	第27期 平成23年12月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 95,446千円	建物付属設備 158,658千円
器具備品 188,563千円	器具備品 217,568千円

(損益計算書関係)

第26期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日	第27期 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日
1 固定資産除却損は次のとおりであります。 器具備品 2,025千円 ソフトウェア 6,525千円	1 固定資産除却損は次のとおりであります。 ソフトウェア 2,218千円
_____	2 特別利益は次のとおりであります。 債務免除益 1,642千円
_____	3 臨時償却は次のとおりであります。 器具備品 4,462千円

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第25期事業年度末 株式数 (株)	第26期事業年度 増加株式数 (株)	第26期事業年度 減少株式数 (株)	第26期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月6日 臨時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	1,875,000	平成21年12月31日	平成22年12月7日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度末 株式数 (株)	第27期事業年度 増加株式数 (株)	第27期事業年度 減少株式数 (株)	第27期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年12月21日 臨時株主総会	普通株式	500,000	利益剰余金	625,000	平成22年12月31日	平成23年12月22日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	197,115千円
１年超	801,375千円
合計	998,491千円

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

１．ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	207,289千円
１年超	625,349千円
合計	832,638千円

(金融商品に関する注記)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されています。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成22年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,469,359	5,469,359	-
未収委託者報酬	1,013,093	1,013,093	-
未払手数料	580,151	580,151	-
その他未払金	421,965	421,965	-

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,469,359	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,013,093	-	-	-	-	-

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっていますので金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されています。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代

表取締役およびビクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）平成23年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,167,329	5,167,329	-
未収委託者報酬	698,479	698,479	-
未払手数料	399,052	399,052	-
その他未払金	368,647	368,647	-

（２）金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

（３）金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	5,167,329	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	698,479	-	-	-	-	-

(有価証券関係)

第26期(平成22年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	13,000	17,023	4,023
	小計	13,000	17,023	4,023
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	976	24
	小計	1,000	976	24
合計		14,000	17,999	3,999

２．当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
206,030	5,030	-

第27期(平成23年12月31日現在)

１．その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

２．当事業年度中に償還されたその他有価証券(自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日)

償還額(千円)	償還益の合計(千円)	償還損の合計(千円)
15,281	1,667	385

(デリバティブ取引関係)

第26期(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期(自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第26期 (平成22年12月31日現在)	第27期 (平成23年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務に関する事項	(1)退職給付債務 570,788千円 (2)退職給付引当金 570,788千円	(1)退職給付債務 1,022,104千円 (2)退職給付引当金 1,022,104千円
3. 退職給付費用に関する事項	退職給付費用 173,921千円	退職給付費用 162,399千円 (1)勤務費用 160,094千円 (2)利息費用 8,888千円 (3)数理計算上の差異の費用処理額 6,583千円 (4)会計方針の変更に伴う影響額(注) 323,034千円 (注)当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法から原則法へ変更しております。当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額は、特別損失に計上しております。
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	—————	(1)退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準 (2)割引率 1.00% (3)数理計算上の差異の処理年数 発生年度に全額損益処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

区分	第26期 (平成22年12月31日)	第27期 (平成23年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	374,631千円	502,585千円
未払事業税否認	24,308千円	3,387千円
賞与引当金損金算入限度超過額	90,663千円	111,866千円
資産除去債務	-	13,793千円
その他	15,288千円	19,370千円
繰延税金資産小計	504,890千円	651,003千円
評価性引当額	-	118,317千円
繰延税金資産合計	504,890千円	532,685千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	1,637千円	-
繰延税金負債小計	1,637千円	-
繰延税金資産合計(純額)	503,253千円	532,685千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第26期 (平成22年12月31日)	第27期 (平成23年12月31日)
法定実効税率 40.7%	法定実効税率 40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金算入されない項目 6.9%	交際費等永久に損金算入されない項目 14.3%
	評価性引当金 25.3%
	法人税率の変更等による影響 14.7%
その他 1.4%	その他 0.1%

税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	95.1%

３．法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成25年1月1日に開始する事業年度から平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は68,702千円減少し、法人税等調整額は68,702千円増加しております。

（資産除去債務関係）

第27期（平成23年12月31日現在）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

- （１）東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- （２）大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

（１）東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（２）大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	47,095千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,054千円
時の経過による調整額	535千円
当事業年度末残高	51,685千円

(注)当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

第27期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

第27期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

（１）製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	12,634,843千円	328,666千円	102,006千円	13,065,516千円

（２）地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメン

ト情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者との取引関係)

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	-	投資運用の 受託・委託 契約	運用手数料 料の受取 (注1)	11,573	未収 収益	-
							運用手数料 料の支払 (注1)	716,251	未払金	169,724
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP959,789	資産 運用 会社	-	投資運用の 委託契約 役員の兼任	運用手数料 料の支払 (注1)	306,586	未払金	73,032
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行	-	現金の預入	現金の預入 (注2)	7,001,583	現金・ 預金	2,237,551
							現金の引出	7,425,791		
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産 運用 会社	-	投資運用の 受託・委託 契約	運用手数料 料の受取 (注1)	6,386	未収収益	1,454
							運用手数料 料の支払 (注1)	63,086	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ビクテ アンド シー(非上場)

ビクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第27期(自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の被 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	-	投資運用の 委託契約	運用手数料 料の支払 (注1)	567,087	未払金	117,838
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP959,789	資産 運用 会社	-	投資運用の 委託契約 役員の兼任	運用手数料 料の支払 (注1)	224,692	未払金	47,738
同一の 親会社を 持つ会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行	-	現金の預入	現金の引出 (注2)	475,000	現金・ 預金	1,762,551

同一の親会社を持つ会社	ピクテファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	-	投資運用の受託・委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の受取(注1)	2,151	未収収益	-
							運用手数料の支払(注1)	61,227	未払金	55,921
							翻訳事務手数料の受取(注3)	249	未収収益	249
同一の親会社を持つ会社	ピクテグローバル セレクション ファンド マネージメント エスエー	ルクセンブルグ	CHF650,000	資産運用会社	-	投資運用に関するサービスの提供	翻訳事務手数料の受取(注3)	11,133	未収収益	11,133

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注3)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第26期事業年度 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日		第27期事業年度 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	
1株当たり純資産額	6,309,709円8銭	1株当たり純資産額	5,710,302円71銭
1株当たり当期純利益	1,141,406円23銭	1株当たり当期純利益	28,559円04銭
損益計算書上当期純利益	913,124千円	損益計算書上当期純利益	22,847千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	913,124千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益	22,847千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】**(1)定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3)訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年9月末日現在

(2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
いちよし証券株式会社 岡三証券株式会社 高木証券株式会社 新潟証券株式会社	14,577百万円 5,000百万円 11,069百万円 600百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成23年9月末日現在。岡三証券株式会社および新潟証券株式会社の資本金の額は、平成23年3月末日現在。

2【関係業務の概要】**(1)受託会社**

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成23年9月16日提出 臨時報告書

平成23年11月10日提出 有価証券報告書

平成23年11月10日提出 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年12月16日提出 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年 4 月 4 日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)円コースの平成23年 8 月11日から平成24年 2 月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)円コースの平成24年 2 月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（27期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年3月22日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。